

「学童クラブ育成料」について

区では、安定的に学童クラブを運営するとともに、サービスを受ける方の負担を明確化し、公平性を保つ観点から、学童クラブを利用している児童の保護者の皆様に、学童クラブ育成料（以下「育成料」といいます。）をお支払いいただいています。

育成料の減免制度（下記2）と支払方法（下記3）は以下のとおりです。

必要に応じて手続きをお願いします。

1 育成料

出席日数に関わらず、在籍している月は、月額 3,000円の育成料を徴収します。

入退会月で、在籍日数が15日以下となる場合、その月の育成料は1,500円となります。

2 減免制度 【要申請】

区の子育て支援施策として、以下の対象世帯は、事前申請による育成料の全額免除が可能です。なお、適用期間は、申請月から令和8年3月31日までとなり、前年度以前に免除されていた場合でも、年度が変わるたびに申請が必要です。

（1）対象世帯

- ① 生活保護受給世帯
- ② 区市町村民税非課税世帯
- ③ 児童扶養手当受給世帯
- ④ 低所得世帯（就学援助受給世帯、生活保護受給世帯に準ずる世帯）※
- ⑤ 兄弟・姉妹で港区が運営する学童クラブに入会している児童の第2子以降

※ 低所得世帯は、令和6年中の世帯全員の所得額が基準所得額に該当する方が対象となります。目安となる基準所得額は、家族構成・年齢・人数等の条件により、各ご家庭で異なります。私立やインターナショナルスクールに通っている児童の世帯も対象となります。

該当例（令和6年度の基準所得額）

世帯人数	家族構成（モデルケース）	基準所得額の目安
2人	母30歳・子（小1=6歳）	約300万円以下
3人	父35歳・母30歳・子1人（小2=7歳）	約362万円以下
4人	父40歳・母35歳・子2人（中1=12歳、小3=8歳）	約436万円以下
5人	父40歳・母40歳・子3人（中2=13歳、小4=9歳、2歳）	約509万円以下
6人	父45歳・母40歳・祖母70歳 子3人（中3=14歳、小5=10歳、5歳）	約552万円以下

(2) 申請方法

電子申請 又は以下の必要書類を 郵送 か 持参 により提出してください。

必要書類

- ① 学童クラブ育成料減額・免除申請書
 - ② 添付書類
- ※ 添付書類について詳細は別紙のとおり

提出期限

4月1日入会 → 4月3日(木)までに申請してください。
上記以外 → 入会決定後、速やかに申請してください。

提出先 (郵送・持参の場合)

〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号
港区役所7階 子ども若者支援課 子ども若者支援係



電子申請フォーム
(育成料減額・免除)

3 支払方法

口座振替には、以下のとおり事前手続きが必要です。

(1) 口座振替の手続き方法

- ① Web 口座振替登録受付サービス専用サイトへアクセス
- ② 口座名義人やメールアドレスなどの基本情報を入力
※口座名義人は、学童クラブ利用申請者以外でも登録可能です。
- ③ 入力したメールアドレスに、口座情報入力サイトの URL とパスワードのメールが届いたら、サイトにログインし申込者情報を入力
- ④ 口座情報入力サイトから、各金融機関専用ページへ遷移し、口座情報や暗証番号を入力
- ⑤ 金融機関専用ページでの入力完了後、「専用サイト」に戻るボタンを押す。
- ⑥ 受付完了メールが届いたら手続き完了



Web 口座振替登録受付
サービス専用サイト

※金融機関情報が誤っている場合や受付が完了していない場合は、再度の手続きをお願いするメールが送付されます。

(2) 口座振替の手続き期限

開始希望月の前月25日までに手続きしてください。

(参考) Web 口座振替登録受付サービス専用サイトの入力画面

■ 令和7年4月から振替開始の場合

■ 令和7年5月から振替開始の場合

振替開始時期	
令和6 ◊ 年度	【翌年度】4月分 ◊
から	
開始希望月の前月25日までに受付されたものについては、翌月からの引き落としとなります。それ以降の受付分は翌々月からの引き落としとなります。	

振替開始時期	
令和7 ◊ 年度	5月分 ◊
から	
開始希望月の前月25日までに受付されたものについては、翌月からの引き落としとなります。それ以降の受付分は翌々月からの引き落としとなります。	

(3) 口座振替の引落日

毎月末日（金融機関等の休業日の場合は翌営業日）

(4) 口座振替を利用できる金融機関

都市銀行（5行）	地方銀行（20行）		信用金庫（28行）			その他（4行）
みずほ	きらぼし	山梨中央	東京ベイ	亀有	東京	SBI 新生（旧新生）
三菱 UFJ	七十七	八十二	湘南	小松川	城北	PayPay（旧ジャパンネット）
三井住友	群馬	北陸	川崎	足立成和	瀧野川	楽天
りそな	足利	静岡	朝日	東京三協	巢鴨	ゆうちょ
埼玉りそな	筑波	スルガ	興産	西京	青梅	
	武蔵野	東和	さわやか	西武	多摩	
信託銀行（1行）	千葉	栃木	東京シティ	城南	山梨	
	千葉興業	京葉	芝	昭和	横浜	
三井住友信託	横浜	大光	東京東	目黒		
	第四北越	東京スター	東栄	世田谷		

(5) その他留意事項等

- ・ 対象児童が過去に学童クラブを利用し、かつ、口座振替の手続きをされていた場合
⇒ 以前の口座情報が自動で引き継がれますので、改めての**手続きは不要**です。
ただし、兄弟など**対象児童が異なる場合は改めて手続きが必要**となります。
- ・ 振替先の口座を変更したい場合
⇒ 再度手続きを行うことで、口座情報等が更新されます。
- ・ Web で手続きを行うことが難しい場合
⇒ 各学童クラブまたは港区子ども若者支援課にご相談ください。
- ・ 残高不足等で引き落としができなかった場合
⇒ 後日、納付書を送付しますので、金融機関やコンビニ等でお支払いください。
登録した口座には、毎月確実に育成料が引き落とされるよう入金をお願いします。また、残高不足の場合は督促の対象となりますのでご注意ください。
- ・ 口座振替手続きを行わなかった場合
⇒ 毎月中旬頃、学童クラブ利用申請書に記載された住所宛てに納付書を送付します。
お手元に届きましたら、納付書に記載された期限（納付書発行日から2週間程度）までに、各金融機関、コンビニエンスストア、電子マネー決済等によりお支払いください。
取扱窓口等の詳細については、納付書裏面をご確認ください。

港区子ども家庭支援部
子ども若者支援課子ども若者支援係
☎ 03 (3578) 2426

学童クラブ育成料減額・免除申請における添付書類一覧表

対象世帯		入会時期	添付書類	備考
① 生活保護受給世帯		通年	生活保護受給証明書のコピー	
②区市町村税非課税世帯		4月～8月	令和6年度非課税証明書のコピー	・9月以降の減免継続については、子ども若者支援課で各世帯の税情報を確認します。
		9月～翌年3月	令和7年度非課税証明書のコピー	
③児童扶養手当受給世帯		4月～10月	有効期限が令和7年10月31日までの児童扶養手当証書のコピー	・11月以降の減免継続については、子ども若者支援課で各世帯の状況を確認します。
		11月～翌年3月	有効期限が令和7年11月1日以降の児童扶養手当証書のコピー	
④低所得世帯 就学援助受給世帯 生活保護受給世帯 に準ずる世帯	港区立、国公立、私立の小学校に在籍する児童	4月～7月	不要（申請書のみ）	・8月頃に各世帯の就学援助受給状況を確認します。 ・就学援助受給状況の確認の結果、不承認となった世帯は、4月分以降の育成料を徴収します。
		8月～翌年3月	就学援助受給決定通知書のコピー	
	インターナショナルスクールに在籍する児童	4月～7月	不要（申請書のみ）	・6月中旬以降、必要書類の提出を別途依頼します。 ・書類審査の結果、不承認となった世帯は、4月分以降の育成料も徴収します。
		8月～翌年3月	令和7年度課税証明書のコピー	
⑤兄弟・姉妹で港区が運営する学童クラブを利用している第2子以降		通年	不要（申請書のみ）	